

一般社団法人日本色彩学会 事業委員会規程

(目的)

第1条 事業委員会（以下、本委員会という。）は、一般社団法人日本色彩学会定款第4条に係る事業の円滑な推進および学会の事業基盤の強化に関する諸施策を検討し、理事会に答申または建議することを目的とする。

(業務)

第2条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 継続事業の企画および実行組織の立ち上げ。
- (2) 継続事業の機動的推進に向けての課題方策等の策定。
- (3) 知的基盤、財政基盤を強化するための新規事業の企画。
- (4) 他学会連携事業、諸団体との共催・協賛事業の企画。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、委員長1名を含む若干名の委員により構成する。

(委員の選任)

第4条 本委員会の委員の選任は次の各号による。

- (1) 委員長は、一般社団法人日本色彩学会副会長の一人が担当し、会長が委嘱する。
 - (2) 委員長以外の委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 2 委員に欠員を生じた場合には補欠委員の選任を行なうことができる。選任の方法については、本条第1項を準用する。

(委員長の任務)

第5条 委員長は、理事会の諮問事項、審議結果、意見等を本委員会に伝達するとともに、本委員会での審議状況、審議結果、意見等を理事会に報告する。

(委員の任期)

第6条 本委員会の委員の任期は委嘱の日から次年度の総会の日までとし、再任を妨げない。ただし、後任委員が選任されるまでは、引き続きその任を負う。

2 第4条第2項による委員の任期は、本条第1項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(会議・議事録)

第7条 本委員会の会議は、委員長の招集により開催する。

2 会議は、郵送、ファクシミリ、または電子メール等の通信手段を用いて開催することができる。

3 本委員会の議事録は、本委員会で確認の上、事務局に保管する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、本委員会が起草し、理事会が行う。

附則

本規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

一部改正 2017年（平成29年）4月1日